

避難地と避難所について

避難地(空地をイメージするもの)

一時避難地

地震発生後に、地域住民が安全を確認しあう場所であり、地域における応急活動の拠点となる場所です。一時避難地は行政が指定するものではなく、地域の実情を把握している自主防災組織（町内会・自治会）が地域単位で避難行動が行えるよう、地域生活圏と関連した場所、安全がある程度確保できるスペースを有する場所として指定するのです。

広域避難地

地震の発生を伴う大規模な延焼火災が発生した場合に、その熱や煙から住民の生命・身体を守るための空地です。広域避難地の目的は火災による熱や煙から一時的に逃れるための空地であり、火災鎮静後は、自宅に戻る又は自宅が火災で焼失し、自宅での生活ができない場合は震災時避難所で避難生活を送ることになります。横須賀市は学校のグラウンドや広い公園などを広域避難地として指定しています。



避難所(建物をイメージするもの)

震災時避難所

震災時に、自宅が倒壊するなどして、住居を失った人の一時的な避難生活の場であるとともに、地域の皆さんの生活の支援拠点（食料配給拠点、各種情報の発信拠点）となる施設です。横須賀市は市立の小中学校を震災時避難所として指定しています。



風水害時避難所

大雨や台風などの風水害時に、横須賀市が発令する避難勧告等により避難が必要となった地域（世帯）の人たちの一時的な避難施設として横須賀市が開設するものです。横須賀市は市立の小中学校、コミュニティセンター、寺院、町内会館等を指定しています。

